

防府市国民健康保険特別療養費支給要綱

令和6年12月2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づく特別療養費の支給に係る事務処理等について規定する。

(支給対象者)

第2条 特別療養費の支給対象者は、市が法第54条の3第1項の保険料納付の勧奨等を行ったにもかかわらず、保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯主とする。

(支給除外者)

第3条 前条に規定する世帯に属する被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、特別療養費を支給しない。

- (1) 原爆一般疾病医療費の支給等受けることができる被保険者
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者
- (3) 現年分保険料が納期限までに納付され、併せて滞納している保険料が納付計画に基づき3回以上継続して分割納付され、継続して納付されることが認められる世帯主
- (4) 次に掲げる特別な事情があり、保険料を納付することが困難であると認められる世帯主
 - ア 世帯主が火災、風水害等の被害を受け、又は詐欺、横領、若しくは盗難により財産を損失し、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼしていること。
 - イ 世帯主又は他の世帯員（生計を一にする親族（民法（明治31年法律第9号）第725条に規定する者をいう。）をいう。以下同じ。）が概ね3か月以上同一医療機関へ入院若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷し、生活に重大な支障を及ぼしていること。ただし、通院については、当該通院によって就労が具体的に妨げられているものに限る。
 - ウ 世帯主がその事業を廃止し（給与所得者が離職し再就職をしていない

場合（意図的又は常習的な職業変更の場合を除く。）を含む。）、又は
休止し、かつ他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼ
す程度に収入が減少していること。

エ 世帯主が、その事業につき著しい損失（給与所得者に対する給与未払
いがある場合を含む。）を受け、他の世帯員の収入を考慮しても、生活
に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

（５） その他特に市長が認める者

（除外の申請）

第４条 前条各号のいずれかに該当し、支給対象者からの除外を受けようとす
る世帯主は、同条第１号に該当するときは公費負担医療受給者届（第１号様
式）を、同条第４号又は第５号に該当するときは特別な事情に関する届（第
２号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、本市において確認で
きる場合は、この限りでない。

（資格確認書の検認又は更新の期日）

第５条 特別療養費の支給対象者に対する資格情報通知書の更新又は資格確認
書の検認若しくは更新の期日は、毎年８月１日とする。

（特別療養費支給判定委員会）

第６条 特別療養費の支給対象者の認定については、特別療養費支給判定委員
会（以下「委員会」という。）に諮り認定する。

２ 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は保健こど
も部長、副委員長は保健こども部次長、委員は保健こども部保険年金課及び
総務部収納課の課長並びに委員長が指名する職員をもって充てる。

３ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

５ 委員会の会議は、毎年、資格確認書の検認又は更新の期日前に委員長が招
集し、委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席をも
って成立する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長が招集する
ことができる。

６ 委員会は、特別療養費の支給の可否について決定する。

７ 委員長は、認定する案件が少数の場合又は急を要する場合は、委員の持ち

回り審議に付して委員会の開催に代えることができる。

8 委員会の庶務は、保健こども部保険年金課において処理する。

9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(納付相談通知)

第7条 第2条の規定により世帯主が新たに支給対象者に該当したときは、世帯主に対して国民健康保険料納付相談通知書（第3号様式）に公費負担医療受給者届（第1号様式）及び特別な事情に関する届（第2号様式）を添えて送付する。

(弁明の機会の付与)

第8条 前条の規定により通知したにもかかわらず、納付相談及び指導（以下「納付相談等」という。）に応じないとき又は第10条第1項に規定する滞納額の著しい減少がないときは、国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書（第4号様式）及び弁明書（第5号様式）を送付し、弁明の機会を付与する。

(特別療養費の支給に係る通知)

第9条 前条の規定により通知したにもかかわらず、納付相談等に応じないときは、第6条に規定する委員会に諮り特別療養費の支給に係る認定を受ける。

2 前項による認定を受けた世帯主であつて、当該世帯主等に対し特別療養費の支給開始日において有効な被保険者証、資格証明書又は資格確認書を交付している場合には、当該被保険者証等の返還を求める。

3 第1項による認定を受けた世帯主に対して、特別療養費の支給に係る事前通知（第6号様式）を行う。

(療養の給付)

第10条 特別療養費の支給を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき、第3条第4号及び第5号に該当することとなったとき又は次に掲げる各号のいずれかに該当し、滞納額が減少したときは、当該世帯主に対し療養の給付を行う。

(1) 納付により納期限から1年間以上経過した滞納保険料が無くなったとき。

(2) 滞納保険料が納付計画に添って納付され、継続して納付されると認められたとき。

2 世帯主が特別療養費の支給対象である世帯において、その世帯に属する被保険者が第3条に該当することとなったときは、それらの者に係る療養の給付を行う。

3 前2項の対象となった者に対して、療養の給付等に係る事前通知（第7号様式）を行う。

（マル学、マル遠の申請）

第11条 特別療養費の支給を受けている世帯主から、その世帯に属する被保険者に係るマル学、マル遠の申請がされた場合において、当該被保険者が第3条に該当しないときは、世帯主に対して特別療養費の支給に係る事前通知（第6号様式）を行う。

（世帯の異動等）

第12条 資格証明書の交付を受けている世帯（以下「資格証明書交付世帯」という。）又は特別療養費の支給を受けている世帯（以下「特別療養費支給世帯」という。）において、世帯分離、合併又は世帯主の変更等により世帯員等の異動の届出があった場合の特別療養費支給の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯に属する被保険者が新たに世帯を形成し、その世帯の世帯主が第2条に該当しない場合は、当該特別療養費支給世帯の世帯主にその者に係る被保険者証、資格証明書又は資格確認書を返還させ、新たに形成された世帯の世帯主に対して、療養の給付等に係る事前通知（第7号様式）を行う。

(2) 資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯に、通例期日被保険者証の交付を受けている世帯（以下「通例期日被保険者証交付世帯」という。）又は短期被保険者証の交付を受けている世帯（以下「短期被保険者証交付世帯」という。）若しくは療養の給付を受けている世帯（以下「療養給付世帯」という。）が合併した場合は、通例期日被保険者証又は短期被保険者証もしくは資格確認書の返還を求め、特別療養費の支給に係る事前通知（第6号様式）を行う。

(3) 通例期日被保険者証交付世帯又は短期被保険者証交付世帯に、資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯が合併した場合は、療養の給付等に係る事前通知（第7号様式）を行う。

(4) 資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯に世帯主の変更があり、変更後の世帯主が第2条に該当しない場合には、変更前の世帯主に資格証明書又は資格確認書を返還させ、変更後の世帯主に対して療養の給付等に係る事前通知（第7号様式）を行う。

(5) 第1号、第3号及び第4号において異動の届出が療養の給付を受けるために意図的に行われたことが明らかであると認められる場合は、各号の限りでない。

(資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯の再加入)

第13条 資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯が国民健康保険の資格を喪失し、再び国民健康保険の資格を取得した場合で、再加入後の世帯主が第2条に該当するときは、特別療養費の支給に係る事前通知（第6号様式）を行う。

(特別療養費の支給申請)

第14条 特別療養費の支給対象者が医療機関の窓口で診療費の全額を支払った場合は、世帯主に国民健康保険法施行規則（以下「省令」という。）第27条の5の規定による国民健康保険特別療養費支給申請書（第8号様式）を提出させるものとする。

(給付の一時差し止め)

第15条 資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯で、保険料の納付期限から省令第32条の2の規定で定める期間経過後も保険料が納付されない場合は、法に定める保険給付（以下「保険給付」という。）の支給額の全部又は一部について、その支給を一時差し止め、国民健康保険保険給付の支払いの一時差し止めについて（第9号様式）により通知する。

ただし、葬祭費については葬祭を行った者が世帯主でない場合は、一時差し止めは行わない。

(給付からの滞納保険料の控除)

第16条 前条による差し止め以降、2か月経過後においても納付指導等に応じ

ない場合は、省令第32条の5の規定により、保険給付等の差し止め額から保険料滞納分を控除し、当該滞納保険料の控除について国民健康保険料控除通知書（第10号様式）により通知して、当該世帯主が滞納している保険料額を控除する。

（納付相談等の継続）

第17条 資格証明書交付世帯又は特別療養費支給世帯の世帯主に対しては、特別療養費の支給を開始した後においても、納付相談等を継続して行い、滞納している保険料の自主納付を促進する。

（資格状況の証明の交付）

第18条

第9条第2項、第10条第3項、第11条、第12条第1項第1号から第4号及び第13条に定める通知を行う者に対して交付する資格状況を証明する書類については、以下のとおりとする。

（1） マイナ保険証を保有している者 資格情報通知書

（2） マイナ保険証を保有していない者 資格確認書

（療養の給付等に係る事前通知）

第19条

第10条第3項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号に定める通知は、マイナ保険証を有する被保険者の属する世帯の世帯主に対して行う。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から適用する。

公費負担医療受給者届

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主	住 所
	氏 名
	個人番号
	電話番号

次のとおり、公費負担医療受給者について届けます。

1 公費負担医療の受給者				
住 所				
氏 名		個 人 番 号		
2 公費負担医療の名称				
3 被保険者の記号番号	記号	山6	番号	
4 公費負担医療の受給者番号				
5 受給（受給対象となった）年月日		年 月 日		

◎ この届の提出の際には、公費負担医療の対象者であることを証明する書類（受給者証の写し）を添付してください。

特別な事情に関する届

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主 住所

氏名

個人番号

電話番号

次の理由により保険料の納付が困難なので、届けます。

被保険者の記号番号	記号	山6	番号	
納付が困難な 特別な理由 (具体的に記入してください。)				
納付できない期間	年 月 日から 年 月 日まで			
納付できない保険料額	円			

◎下記の特別な事情がある場合、これを明らかにする書類を添付してください。

書類等の添付がなく事実が確認できない場合には、届を受理することができません。

- ① 世帯主がその財産につき災害、又は盗難にあったこと。(り災証明等)
- ② 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
(診断書等)
- ③ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。(廃業届等)
- ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。(貸借対照表、帳簿等)
- ⑤ ①から④までに類する事由があったこと。

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

国民健康保険料納付相談通知書

あなたの世帯の国民健康保険料については、本年8月1日をもって納期限から1年を経過する保険料の納付がされていません。

このまま特別な事情等もなく保険料を納付されない場合、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなります。

特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を一旦全額自己負担していただきます。

については、下記のとおり今後の納付計画等、納付に係る相談を行いますので、この通知書をお持ちの上、必ず相談窓口にお越しください。

なお、厚生労働省令で定める公費負担医療を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届（第1号様式）」を、また、納付できない特別な事情がある場合は、「特別な事情に関する届（第2号様式）」を提出してください。

記

- 1 相談期限
- 2 相談窓口
- 3 問合せ先

第 年 月 日 号

様

防府市長 印

国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書

あなたの世帯については、これまで再三にわたり、督促状及び催告書により国民健康保険料の納付をお願いしましたが、いまだに滞納が続いています。

下記納付期限までに納付がない場合は、納付されている方との公平性の面から、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなります。

特別療養費の支給対象者となった場合は、保険医療機関等の窓口で医療費を一旦全額自己負担していただきます。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための相互扶助の医療保険であることを御理解の上、納付いただきますようお願いいたします。

特別療養費の支給対象者となる前に行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、納付ができない事情等がある場合は、下記により「弁明書（第5号様式）」を提出してください。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届（第1号様式）」を、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届（第2号様式）」を提出してください。

なお、収納課では、今後の納付計画等、納付に係る相談を行っています。計画通りの納付が困難な場合等は必ず御連絡ください。

記

- 1 納 付 期 限
- 2 納 付 相 談 窓 口
- 3 不利益処分の原因となる事実
納期限から1年以上が経過する滞納保険料が存在すること
- 4 弁明書の提出期限
- 5 弁明書の提出先
- 6 問 合 せ 先

第 年 月 日 号

様

防府市長 印

国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書

あなたの世帯については、納付相談の上、計画的に国民健康保険料を納付いただいておりますが、特別な事情等なく計画どおりの納付をされない場合には、他の被保険者との公平性の面から、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなります。

特別療養費の支給対象者となった場合は、保険医療機関等の窓口で医療費を一旦全額自己負担していただきます。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための相互扶助の医療保険であることを御理解の上、納付いただきますようお願いいたします。

特別療養費の支給対象者となる前に行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、納付ができない事情等がある場合は、下記により「弁明書（第5号様式）」を提出してください。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届（第1号様式）」を、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届（第2号様式）」を提出してください。

なお、収納課では、今後の納付計画等、納付に係る相談を行っています。計画通りの納付が困難な場合等は必ず御連絡ください。

記

- 1 納 付 期 限
- 2 納 付 場 所
- 3 不利益処分の原因となる事実
納期限から1年以上が経過する滞納保険料が存在すること
- 4 弁明書の提出期限
- 5 弁明書の提出先
- 6 問 合 せ 先

第5号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帶主 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号

弁 明 書

(具体的に理由を記入してください。)

[illegible]

- 1 提出期限
- 2 提出先

年 月 日

様

防府市長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、あなたの世帯の国民健康保険被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

なお、高校生世代以下の被保険者及び厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている被保険者については、特別療養費の支給対象外とします。

記

1 特別療養費の支給対象者

2 日付

3 注意事項

- (1) 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額自己負担していただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。給付された医療費については滞納保険料に充当される場合があります。
- (2) 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。なお、②及び③については届出が必要です。
 - ①滞納している保険料を納めたとき
 - ②災害その他特別の事情が生じたとき
 - ③厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けることができるに至ったとき

4 審査請求等

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県国民健康保険審査会（山口市滝町1-1 山口県健康福祉部医務保険課内）に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

(裏面へ続く)

- (2) この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

5 問合せ先

保険料納付相談について

国民健康保険の資格について

特別療養費の支給申請について

年 月 日

様

防府市長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の3第4項の規定に基づき、あなたの世帯の国民健康保険被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

なお、今後も国民健康保険制度の趣旨を御理解の上、納付期限までに納付いただきますようお願いいたします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

2 日付

3 注意事項

療養の給付等の対象者は、医療機関等の窓口で医療費を自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

4 問合せ先

第8号様式

国民健康保険特別療養費支給決定書

支 給 金 額	算 出 内 訳	費 用 額	円
		保険者負担額	円
		一 部 負 担 額	円
		薬剤一部負担額	円

国民健康保険特別療養費支給申請書 (年 月診療分)

被 保 険 者 の 記 号 ・ 番 号	山 6	被保険者氏名	
		生 年 月 日	年 月
個 人 番 号			
傷 病 名		発病又は 負傷の日	年 月 日
療 養 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間		
医療 機 関	名 称		
	所 在 地		
	医師氏名		
療 養 に 要 し た 費 用	円	療養を受けることが できなかった理由	
支 払 方 法	窓 振 口 込	銀行・農協・漁協 信用金庫 (普・営) 労働金庫 支店 名義(ｶｸｶ)	口座番号 _____
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。 年 月 日 (宛先) 防府市長 世帯主 住所 _____ 氏名 _____ [Tel _____] [個人番号: _____]			
〔委任状〕 この療養費の受領を 住所 _____ 氏名 _____ に委任します。 世帯主 _____			

第 号
年 月 日

様

防府市長 

国民健康保険保険給付の支払いの一時差し止めについて（通知）

年 月 日申請（請求）の については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2の規定により、保険給付の支払を一時差し止めます。

なお、支払いの一時差し止め理由及び支払いの要件は、下記のとおりです。

記

- 1 理 由 特別の事情がないのに保険料を滞納しているため
- 2 支払い要件 滞納している保険料を完納されたとき、またはその額が著しく減少したとき、あるいは納付できない特別の事情等が生じたと認められるとき（特別な事情に関する届が必要）は、支払いを行います。

3 問 合 せ 先

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

国民健康保険料控除通知書

現在、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第63条の2の規定により、
保険給付を一時差し止めております 年 月 日の申請については、同条第3
項の規定により、差し止め額から滞納保険料を控除しますので通知いたします。

記

1 控 除 理 由 給付差し止め後の納付指導によっても、滞納保険料が納付さ
れないため

2 一 時 差 止 額 円

3 控除滞納額及び納期限

年 度	期 別	滞 納 額(円)	納 期 限
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日

4 問合せ先